



能登半島地震による被災地へ 被災した家屋の被害認定調査を行う職員を派遣します

愛知県からの派遣要請に基づき、令和6年能登半島地震の被災地である石川県はくいぐんしかまち羽咋郡志賀町が実施する家屋の被害認定を支援するため、同町に本市職員を派遣します。

■ 派遣期間

令和6年1月14日（日）から1月21日（日）まで [8日間]

※初日及び最終日は移動・引継日（業務は月から土曜日までの6日間）

■ 派遣者

総務部税務課 主事 かとう かずき
加藤 千騎

■ 派遣先

石川県羽咋郡志賀町

■ 業務内容

りさい
被災者への罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）の交付に当たり、被災した家屋の被害状況の調査を行う。

問合せ	総務部税務課固定資産税担当 担当：新海（しんかい） 052-603-2211、0562-33-1111（内線117）
-----	--